

## 第4回研究会における論点について

### 第1 実情調査の進捗状況について

- 現時点までに受領した回答について
- その他

### 第2 外国法調査について

- イギリス Law Commission<sup>1</sup>によるコンサルテーションの概要  
→ 別紙13

### 第3 具体的な制度設計について

#### 1 逐条的検討

- 紙の船荷証券に適用される各規定において認められる機能が、船荷証券が電子化された場合にも認められるものとすべきか否かについて、どのように考えるか。

(補足説明)

ここでは、紙の船荷証券に適用される各規定において認められる機能が、電子化された場合にも認められる（又は電子化された場合には同様の規律を設ける）ものとすべきか否かを逐条的に検討することを想定している。なお、下表の「○」は、電子化された場合にも適用を認めるか、同様の規律を設けるべきであると考えられるもの、「×」は、電子化された場合には適用を認めないか、同様の規律を設ける必要がないということも考えられるもの、「※」は、紙の船荷証券における概念に相当するものとして検討すべき事項を表している。).

実際の立法の在り方については、電子化されたものを船荷証券とするのか、船荷証券そのものではないとするのかなどの考え方があり得るところではあるが、その点については別途検討することを予定している（後記2）。また、紙の船荷証券に認められている交付や裏書等の概念について、電子化する場合に相当する概念や、その内容、要件についても、別途検討することを予定

---

<sup>1</sup> Law Commissionは、1965年Law Commissions Actに基づいて設置された5人の法律専門家委員(委員長及び4人のCommissioners)からなる常設の機関である。政府から独立してイングランドとウェールズの法律について、公正、近代的、単純明解かつ費用効率のある法であるかとの観点からレビューをし、必要に応じ議会に改正を勧告する機能を有する。

している。

**【商法第三編第三章第三節及び第四節の規定】**

<p>(船荷証券の交付義務)</p> <p>第757条 運送人又は船長は、荷送人又は傭船者の請求により、運送品の船積み後遅滞なく、船積みがあった旨を記載した船荷証券（以下この節において「船積船荷証券」という。）の一通又は数通を交付しなければならない。運送品の船積み前においても、その受取後は、荷送人又は傭船者の請求により、受取があった旨を記載した船荷証券（以下この節において「受取船荷証券」という。）の一通又は数通を交付しなければならない。</p> <p>2 受取船荷証券が交付された場合には、受取船荷証券の全部と引換えでなければ、船積船荷証券の交付を請求することができない。</p> <p>3 前二項の規定は、運送品について現に海上運送状が交付されているときは、適用しない。</p>	<p><b>【電子化した場合の適用】</b></p> <p>○ 適用を認めるか、同様の規律を設けるべきではないか。</p> <p><b>【検討すべき事項】</b></p> <p>① 電子化された船荷証券を発行するのに相手方（荷送人又は傭船者）の同意を要件とすることについて、どのように考えるか。</p> <p>② 同意を必要とした場合において、海上運送状に関する商法第770条第3項と同様に、その方式に関する規律を設けるべきか。</p> <p>③ 数通発行を認める必要はないのではないか。</p> <p>④ 第2項については、運送人に記載事項の事後的な追加を認めることで対応することも考えられるのではないか。</p> <p>※ 電磁的記録についての「交付」に相当する概念を検討する必要がある。</p>
<p>(船荷証券の記載事項)</p> <p>第758条 船荷証券には、次に掲げる事項（受取船荷証券にあつては、第七号及び第八号に掲げる事項を除く。）を記載し、運送人又は船長がこれに署名し、又は記名押印しなければならない。</p> <p>一 運送品の種類</p> <p>二 運送品の容積若しくは重量又は包若しくは個品の数及び運送品の記号</p> <p>三 外部から認められる運送品の状態</p> <p>四 荷送人又は傭船者の氏名又は名称</p> <p>五 荷受人の氏名又は名称</p> <p>六 運送人の氏名又は名称</p> <p>七 船舶の名称</p> <p>八 船積港及び船積みの年月日</p> <p>九 陸揚港</p> <p>十 運送賃</p> <p>十一 数通の船荷証券を作成したときは、その数</p> <p>十二 作成地及び作成の年月日</p> <p>2 受取船荷証券と引換えに船積船荷証券の交付の請</p>	<p><b>【電子化した場合の適用】</b></p> <p>○ 適用を認めるか、同様の規律を設けるべきではないか。</p> <p><b>【検討すべき事項】</b></p> <p>① 第1項第11号（数通発行の場合）について、別段の定めをすべきか。</p> <p>② 第1項第12号の「作成地」について、電子化された場合にどのように考えるか。</p> <p>③ 電子化された場合には、第1項第12号の「年月日」に加えて時刻の記載も必要とすべきか。</p> <p>④ 第2項については、運送人に記載事項の事後的な追加を認めることで対応することも考えられるのではないか。</p> <p>※ 電磁的記録についての「署名」や「記名押印」、「引換え」、「交付」に相当する概念を検討する必要がある。</p>

<p>求があったときは、その受取船荷証券に船積みがあった旨を記載し、かつ、署名し、又は記名押印して、船積船荷証券の作成に代えることができる。この場合においては、前項第七号及び第八号に掲げる事項をも記載しなければならない。</p>	
<p>(荷送人又は傭船者の通知)</p> <p>第759条 前条第一項第一号及び第二号に掲げる事項は、その事項につき荷送人又は傭船者の書面又は電磁的方法による通知があったときは、その通知に従って記載しなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、同項の通知が正確でないと信ずべき正当な理由がある場合及び当該通知が正確であることを確認する適当な方法がない場合には、適用しない。運送品の記号について、運送品又はその容器若しくは包装に航海の終了の時まで判読に堪える表示がされていない場合も、同様とする。</p> <p>3 荷送人又は傭船者は、運送人に対し、第一項の通知が正確でないことによって生じた損害を賠償する責任を負う。</p>	<p>【電子化した場合の適用】</p> <p>○ 適用を認めるか、同様の規律を設けるべきではないか。</p>
<p>(船荷証券の不実記載)</p> <p>第760条 運送人は、船荷証券の記載が事実と異なることをもって善意の所持人に対抗することができない。</p>	<p>【電子化した場合の適用】</p> <p>○ 適用を認めるか、同様の規律を設けるべきではないか。</p> <p>【検討すべき事項】</p> <p>※ 電磁的記録についての「所持人」に相当する概念を検討する必要がある。</p>
<p>(運送品に関する処分)</p> <p>第761条 船荷証券が作成されたときは、運送品に関する処分は、船荷証券によってしなければならない。</p>	<p>【電子化した場合の適用】</p> <p>○ 適用を認めるか、同様の規律を設けるべきではないか。</p>
<p>(船荷証券の譲渡又は質入れ)</p> <p>第762条 船荷証券は、記名式であるときであっても、裏書によって、譲渡し、又は質権の目的とすることができる。ただし、船荷証券に裏書を禁止する旨を記載したときは、この限りでない。</p>	<p>【電子化した場合の適用】</p> <p>○ 「質権の目的とすることができる」との部分を除き、適用を認めるか、同様の規律を設けるべきではないか。</p> <p>× 「質権の目的とすることができる」との部分については、適用を認めないか、同様の規律を設ける必要がないということも考えられるのではないか。</p> <p>【検討すべき事項】</p> <p>① 電磁的記録を質権の目的とすることについては、</p>

	<p>後記2参照。</p> <p>※ 電磁的記録についての「譲渡」や「裏書」に相当する概念を検討する必要がある。</p>
<p>(船荷証券の引渡しの効力)</p> <p>第763条 船荷証券により運送品を受け取ることができる者に船荷証券を引き渡したときは、その引渡しは、運送品について行使する権利の取得に関しては、運送品の引渡しと同一の効力を有する。</p>	<p>【電子化した場合の適用】</p> <p>○ 適用を認めるか、同様の規律を設けるべきではないか。</p> <p>【検討すべき事項】</p> <p>※ 電磁的記録についての「引渡し」に相当する概念を検討する必要がある。</p>
<p>(運送品の引渡請求)</p> <p>第764条 船荷証券が作成されたときは、これと引換えでなければ、運送品の引渡しを請求することができない。</p>	<p>【電子化した場合の適用】</p> <p>○ 適用を認めるか、同様の規律を設けるべきではないか。</p> <p>【検討すべき事項】</p> <p>① 電磁的記録について、無効化することでは足りず、電磁的記録との「引換え」を要求することによいか。</p> <p>※ 電磁的記録についての「引換え」に相当する概念を検討する必要がある。</p>
<p>(数通の船荷証券を作成した場合における運送品の引渡し)</p> <p>第765条 陸揚港においては、運送人は、数通の船荷証券のうち一通の所持人が運送品の引渡しを請求したときであっても、その引渡しを拒むことができない。</p> <p>2 陸揚港外においては、運送人は、船荷証券の全部の返還を受けなければ、運送品の引渡しをすることができない。</p> <p>第766条 二人以上の船荷証券の所持人がある場合において、その一人が他の所持人より先に運送人から運送品の引渡しを受けたときは、当該他の所持人の船荷証券は、その効力を失う。</p>	<p>【電子化した場合の適用】</p> <p>× 適用を認めないか、同様の規律を設ける必要がないということも考えられるのではないか。</p> <p>【検討すべき事項】</p> <p>① 数通発行を認めないのであれば、適用を認めないか、同様の規律を設ける必要がないということも考えられるのではないか。</p> <p>※ 電磁的記録についての「所持人」や「返還」に相当する概念を検討する必要がある。</p>
<p>(二人以上の船荷証券の所持人から請求を受けた場合の供託)</p> <p>第767条 二人以上の船荷証券の所持人が運送品の引渡しを請求したときは、運送人は、その運送品を供託することができる。運送人が第七百六十五条第一項の規定により運送品の一部を引き渡した後に他の所持人が運送品の引渡しを請求したときにおける</p>	<p>【電子化した場合の適用】</p> <p>× 適用を認めないか、同様の規律を設ける必要がないということも考えられるのではないか。</p> <p>【検討すべき事項】</p> <p>① 数通発行を認めないのであれば、適用を認めないか、同様の規律を設ける必要がないということも考えられるのではないか。</p>

<p>その運送品の残部についても、同様とする。</p> <p>2 運送人は、前項の規定により運送品を供託したときは、遅滞なく、請求をした各所持人に対してその旨の通知を発しなければならない。</p> <p>3 第一項に規定する場合においては、最も先に発送され、又は引き渡された船荷証券の所持人が他の所持人に優先する。</p>	<p>※ 電磁的記録についての「所持人」に相当する概念を検討する必要がある。</p>
<p>(船荷証券が作成された場合の特則)</p> <p>第768条 船荷証券が作成された場合における前編第八章第二節の規定の適用については、第五百八十条中「荷送人」とあるのは、「船荷証券の所持人」とし、第五百八十一条、第五百八十二条第二項及び第五百八十七条ただし書の規定は、適用しない。</p>	<p>【電子化した場合の適用】</p> <p>○ 適用を認めるか、同様の規律を設けるべきではないか。</p> <p>【検討すべき事項】</p> <p>※ 電磁的記録についての「所持人」に相当する概念を検討する必要がある。</p>
<p>(複合運送証券)</p> <p>第769条 運送人又は船長は、陸上運送及び海上運送を一の契約で引き受けたときは、荷送人の請求により、運送品の船積み後遅滞なく、船積みがあった旨を記載した複合運送証券の一通又は数通を交付しなければならない。運送品の船積み前においても、その受取後は、荷送人の請求により、受取があった旨を記載した複合運送証券の一通又は数通を交付しなければならない。</p> <p>2 第七百五十七条第二項及び第七百五十八条から前条までの規定は、複合運送証券について準用する。この場合において、第七百五十八条第一項中「除く。」とあるのは、「除く。」並びに発送地及び到達地」と読み替えるものとする。</p>	<p>【電子化した場合の適用】</p> <p>○ 適用を認めるか、同様の規律を設けるべきではないか。</p> <p>【検討すべき事項】</p> <p>① 電子化された複合運送証券を発行するのに相手方(荷送人)の同意を要件とすることについて、どのように考えるか。</p> <p>② 同意を必要とした場合において、海上運送状に関する商法第770条第3項と同様に、その方式に関する規律を設けるべきか。</p> <p>③ 数通発行を認める必要はないのではないか。</p> <p>④ 第2項については、第757条第2項及び第758条から第768条までの規定における検討と同様である。</p> <p>※ 電磁的記録についての「交付」に相当する概念を検討する必要がある。</p>
<p>第770条 運送人又は船長は、荷送人又は傭船者の請求により、運送品の船積み後遅滞なく、船積みがあった旨を記載した海上運送状を交付しなければならない。運送品の船積み前においても、その受取後は、荷送人又は傭船者の請求により、受取があった旨を記載した海上運送状を交付しなければならない。</p> <p>2 海上運送状には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p>	<p>【電子化した場合の適用】</p> <p>○ 適用を認めるか、同様の規律を設けるべきではないか。</p> <p>【検討すべき事項】</p> <p>① 第3項の「電磁的方法」について、船荷証券を電子化する場合の電磁的方法の内容に応じて、改めて検討をする必要があるか。</p>

<p>一 第七百五十八条第一項各号（第十一号を除く。）に掲げる事項（運送品の受取があった旨を記載した海上運送状にあつては、同項第七号及び第八号に掲げる事項を除く。）</p> <p>二 数通の海上運送状を作成したときは、その数</p> <p>3 第一項の運送人又は船長は、海上運送状の交付に代えて、法務省令で定めるところにより、荷送人又は傭船者の承諾を得て、海上運送状に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該運送人又は船長は、海上運送状を交付したものとみなす。</p> <p>4 前三項の規定は、運送品について現に船荷証券が交付されているときは、適用しない。</p>	
---	--

**【民法の有価証券の規定】**

<p>第七節 有価証券</p> <p>第一款 指図証券 (指図証券の譲渡)</p> <p>第520条の2 指図証券の譲渡は、その証券に譲渡の裏書をして譲受人に交付しなければ、その効力を生じない。</p>	<p><b>【電子化した場合の適用】</b></p> <p>○ 適用を認めるか、同様の規律を設けるべきではないか。</p> <p><b>【検討すべき事項】</b></p> <p>① 電磁的記録について、指図証券、記名式所持人払証券、その他の記名証券及び無記名証券に相当する概念を設け、それぞれについての譲渡に相当する方法（裏書に相当する方法）を個別に定める必要があるか。</p> <p>※ 電磁的記録についての「譲渡」や「裏書」、「交付」に相当する概念を検討する必要がある。</p>
<p>(指図証券の裏書の方式)</p> <p>第520条の3 指図証券の譲渡については、その指図証券の性質に応じ、手形法（昭和七年法律第二十号）中裏書の方式に関する規定を準用する。</p>	<p><b>【電子化した場合の適用】</b></p> <p>× 適用を認めないか、同様の規律を設ける必要がないということも考えられるのではないか。</p> <p><b>【検討すべき事項】</b></p> <p>※ 電磁的記録の移転の方式については別途検討することになるため、手形法の規定を準用する必要はないのではないか。</p>
<p>(指図証券の所持人の権利の推定)</p> <p>第520条の4 指図証券の所持人が裏書の連続によりその権利を証明するときは、その所持人は、証券上の権利を適法に有するものと推定する。</p>	<p><b>【電子化した場合の適用】</b></p> <p>○ 適用を認めるか、同様の規律を設けるべきではないか。</p> <p><b>【検討すべき事項】</b></p> <p>※ 電磁的記録についての「所持人」や「裏書の連</p>

	<p>続」,「証券上の権利」に相当する概念を検討する必要がある。</p>
<p>(指図証券の善意取得)</p> <p>第520条の5 何らかの事由により指図証券の占有を失った者がある場合において,その所持人が前条の規定によりその権利を証明するときは,その所持人は,その証券を返還する義務を負わない。ただし,その所持人が悪意又は重大な過失によりその証券を取得したときは,この限りでない。</p>	<p>【電子化した場合の適用】</p> <p>○ 適用を認めるか,同様の規律を設けるべきではないか。</p> <p>【検討すべき事項】</p> <p>① 電子化された場合に,「電磁的記録の支配を返還する義務」を観念することができるか(このような義務を観念することができないときは,民法520条の5に相当する規定を置く必要はないのではないか。)</p> <p>※ 電磁的記録についての「占有」や「所持人」,「取得」に相当する概念を検討する必要がある。</p>
<p>(指図証券の譲渡における債務者の抗弁の制限)</p> <p>第520条の6 指図証券の債務者は,その証券に記載した事項及びその証券の性質から当然に生ずる結果を除き,その証券の譲渡前の債権者に対抗することができた事由をもって善意の譲受人に対抗することができない。</p>	<p>【電子化した場合の適用】</p> <p>○ 適用を認めるか,同様の規律を設けるべきではないか。</p> <p>【検討すべき事項】</p> <p>※ 電磁的記録についての「債務者」や「債権者」,「譲受人」,「その証券の性質から当然に生ずる結果」に相当する概念を検討する必要がある。</p>
<p>(指図証券の質入れ)</p> <p>第520条の7 第五百二十条の二から前条までの規定は,指図証券を目的とする質権の設定について準用する。</p>	<p>【電子化した場合の適用】</p> <p>× 適用を認めないか,同様の規律を設ける必要がないということも考えられるのではないか。</p> <p>【検討すべき事項】</p> <p>① 電磁的記録を質権の目的とすることについては,後記2参照。</p>
<p>(指図証券の弁済の場所)</p> <p>第520条の8 指図証券の弁済は,債務者の現在の住所においてしなければならない。</p>	<p>【電子化した場合の適用】</p> <p>× 適用を認めないか,同様の規律を設ける必要がないということも考えられるのではないか。</p> <p>【検討すべき事項】</p> <p>① 船荷証券が表章する運送品引渡請求権に係る債務の履行は,原則として陸揚港においてされるものと考えられるため,紙の船荷証券においても本条が適用されることはなく,電子化された場合であっても同様ではないか。</p>
<p>(指図証券の提示と履行遅滞)</p> <p>第520条の9 指図証券の債務者は,その債務の履行について期限の定めがあるときであっても,その</p>	<p>【電子化した場合の適用】</p> <p>○ 適用を認めるか,同様の規律を設けるべきではないか。</p>

<p>期限が到来した後に所持人がその証券を提示してその履行の請求をした時から遅滞の責任を負う。</p>	<p>【検討すべき事項】</p> <p>※ 電磁的記録についての「所持人」や「提示」に相当する概念を検討する必要がある。</p>
<p>(指図証券の債務者の調査の権利等)</p> <p>第520条の10 指図証券の債務者は、その証券の所持人並びにその署名及び押印の真偽を調査する権利を有するが、その義務を負わない。ただし、債務者に悪意又は重大な過失があるときは、その弁済は、無効とする。</p>	<p>【電子化した場合の適用】</p> <p>○ 適用を認めるか、同様の規律を設けるべきではないか。</p> <p>【検討すべき事項】</p> <p>※ 電磁的記録についての「所持人」や「署名及び押印」に相当する概念を検討する必要がある。</p>
<p>(指図証券の喪失)</p> <p>第520条の11 指図証券は、非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第百条に規定する公示催告手続によって無効とすることができる。</p>	<p>【電子化した場合の適用】</p> <p>× 適用を認めないか、同様の規律を設ける必要がないということも考えられるのではないか。</p> <p>【検討すべき事項】</p> <p>① 電磁的記録については紛失するということは考え難く、喪失の手続を認める必要はないのではないか。</p>
<p>(指図証券喪失の場合の権利行使方法)</p> <p>第520条の12 金銭その他の物又は有価証券の給付を目的とする指図証券の所持人がその指図証券を喪失した場合において、非訟事件手続法第百十四条に規定する公示催告の申立てをしたときは、その債務者に、その債務の目的物を供託させ、又は相当の担保を供してその指図証券の趣旨に従い履行をさせることができる。</p>	<p>【電子化した場合の適用】</p> <p>× 適用を認めないか、同様の規律を設ける必要がないということも考えられるのではないか。</p> <p>【検討すべき事項】</p> <p>① 電磁的記録については紛失するということは考え難く、喪失の手続を認める必要はないのではないか。</p> <p>※ 電磁的記録についての「所持人」や「喪失」に相当する概念を検討する必要がある。</p>
<p>第二款 記名式所持人払証券 (記名式所持人払証券の譲渡)</p> <p>第520条の13 記名式所持人払証券（債権者を指名する記載がされている証券であって、その所持人に弁済をすべき旨が付記されているものをいう。以下同じ。）の譲渡は、その証券を交付しなければ、その効力を生じない。</p>	<p>【電子化した場合の適用】</p> <p>○ 適用を認めるか、同様の規律を設けるべきではないか。</p> <p>【検討すべき事項】</p> <p>① 電磁的記録について、指図証券、記名式所持人払証券、その他の記名証券及び無記名証券に相当する概念を設け、それぞれについての譲渡に相当する方法を個別に定める必要があるか。</p> <p>※ 電磁的記録についての「譲渡」や「交付」に相当する概念を検討する必要がある。</p>
<p>(記名式所持人払証券の所持人の権利の推定)</p> <p>第520条の14 記名式所持人払証券の所持人は、証券上の権利を適法に有するものと推定する。</p>	<p>【電子化した場合の適用】</p> <p>○ 適用を認めるか、同様の規律を設けるべきではないか。</p>



	<p><b>【検討すべき事項】</b></p> <p>※ 電磁的記録についての「所持人」や「証券上の権利」に相当する概念を検討する必要がある。</p>
<p>(記名式所持人払証券の善意取得)</p> <p>第520条の15 何らかの事由により記名式所持人払証券の占有を失った者がある場合において、その所持人が前条の規定によりその権利を証明するときは、その所持人は、その証券を返還する義務を負わない。ただし、その所持人が悪意又は重大な過失によりその証券を取得したときは、この限りでない。</p>	<p><b>【電子化した場合の適用】</b></p> <p>○ 適用を認めるか、同様の規律を設けるべきではないか。</p> <p><b>【検討すべき事項】</b></p> <p>① 電子化された場合に、「電磁的記録の支配を返還する義務」を観念することができるか(このような義務を観念することができないときは、民法520条の5に相当する規定を置く必要はないのではないか。)</p> <p>※ 電磁的記録についての「占有」や「所持人」、「返還」、「取得」に相当する概念を検討する必要がある。</p>
<p>(記名式所持人払証券の譲渡における債務者の抗弁の制限)</p> <p>第520条の16 記名式所持人払証券の債務者は、その証券に記載した事項及びその証券の性質から当然に生ずる結果を除き、その証券の譲渡前の債権者に対抗することができた事由をもって善意の譲受人に対抗することができない。</p>	<p><b>【電子化した場合の適用】</b></p> <p>○ 適用を認めるか、同様の規律を設けるべきではないか。</p> <p><b>【検討すべき事項】</b></p> <p>※ 電磁的記録についての「債務者」や「債権者」、「譲受人」、「その証券の性質から当然に生ずる結果」に相当する概念を検討する必要がある。</p>
<p>(記名式所持人払証券の質入れ)</p> <p>第520条の17 第五百二十条の十三から前条までの規定は、記名式所持人払証券を目的とする質権の設定について準用する。</p>	<p><b>【電子化した場合の適用】</b></p> <p>× 適用を認めないか、同様の規律を設ける必要がないということも考えられるのではないか。</p> <p><b>【検討すべき事項】</b></p> <p>① 電磁的記録を質権の目的とすることについては、後記2参照。</p>
<p>(指図証券の規定の準用)</p> <p>第520条の18 第五百二十条の八から第五百二十条の十二までの規定は、記名式所持人払証券について準用する。</p>	<p><b>【電子化した場合の適用】</b></p> <p>○ 第520条の9及び第520条の10の規定を準用するとの部分については、適用を認めるか、同様の規律を設けるべきではないか。</p> <p>× 第520条の8、第520条の11及び第520条の12の規定を準用するとの部分については、適用を認めないか、同様の規律を設ける必要がないということも考えられるのではないか。</p> <p><b>【検討すべき事項】</b></p> <p>① 第520条の8から第520条の12までの規定</p>

<p>第三款 その他の記名証券</p> <p>第520条の19 債権者を指名する記載がされている証券であって指図証券及び記名式所持人払証券以外のものは、債権の譲渡又はこれを目的とする質権の設定に関する方式に従い、かつ、その効力をもってのみ、譲渡し、又は質権の目的とすることができる。</p> <p>2 第五百二十条の十一及び第五百二十条の十二の規定は、前項の証券について準用する。</p>	<p>における検討と同様である。</p> <p><b>【電子化した場合の適用】</b></p> <p>○ 第1項については、「質権の目的とすることができる」との部分を除き、適用を認めるか、同様の規律を設けるべきではないか。</p> <p>× 第1項のうち、「質権の目的とすることができる」との部分については、適用を認めないか、同様の規律を設ける必要がないということも考えられるのではないか。</p> <p>× 第2項については、適用を認めないか、同様の規律を設ける必要がないということも考えられるのではないか。</p> <p><b>【検討すべき事項】</b></p> <p>① 電磁的記録を質権の目的とすることについては、後記2参照。</p> <p>② 電磁的記録について、指図証券、記名式所持人払証券、その他の記名証券及び無記名証券に相当する概念を設け、それぞれについての譲渡に相当する方法を個別に定める必要があるか。</p> <p>※ 電磁的記録についての「譲渡」に相当する概念を検討する必要がある。</p>
<p>第四款 無記名証券</p> <p>第520条の20 第二款（記名式所持人払証券）の規定は、無記名証券について準用する。</p>	<p><b>【電子化した場合の適用】</b></p> <p>○ 第520条の13、第520条の14、第520条の15、第520条の16並びに第520条の18のうち第520条の9及び第520条の10の規定を準用するとの部分については、適用を認めるか、同様の規律を設けるべきではないか。</p> <p>× 第520条の17並びに第520条の18のうち第520条の8、第520条の11及び第520条の12の規定を準用するとの部分については、適用を認めないか、同様の規律を設ける必要がないということも考えられるのではないか。</p> <p><b>【検討すべき事項】</b></p> <p>① 第520条の13から第520条の18までの規定における検討と同様である。</p> <p>② 電磁的記録について、指図証券、記名式所持人払証券、その他の記名証券及び無記名証券に相当する概念を設け、それぞれについての譲渡に相当する方</p>

	法を個別に定める必要があるか。
--	-----------------

**【商法の他の規定】**

<p>(介入権)</p> <p>第563条 運送取扱人は、自ら運送をすることができる。この場合において、運送取扱人は、運送人と同一の権利義務を有する。</p> <p>2 運送取扱人が委託者の請求によって船荷証券又は複合運送証券を作成したときは、自ら運送をするものとみなす。</p>	<p><b>【電子化した場合の適用】</b></p> <p>○ 適用を認めるか、同様の規律を設けるべきではないか。</p>
<p>(荷受人の運送賃支払義務等)</p> <p>第741条 荷受人は、運送品を受け取ったときは、個品運送契約又は船荷証券の趣旨に従い、運送人に対し、次に掲げる金額の合計額（以下この節において「運送賃等」という。）を支払う義務を負う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 運送賃、付随の費用及び立替金の額</li> <li>二 運送品の価格に応じて支払うべき救助料の額及び共同海損の分担額</li> </ul> <p>2 運送人は、運送賃等の支払を受けるまで、運送品を留置することができる。</p>	<p><b>【電子化した場合の適用】</b></p> <p>○ 適用を認めるか、同様の規律を設けるべきではないか。</p>
<p>(個品運送契約に関する規定の準用等)</p> <p>第756条 第七百三十八条から第七百四十二条まで（第七百三十九条第二項を除く。）、第七百四十四条、第七百四十六条及び第七百四十七条の規定は、航海傭船契約について準用する。この場合において、第七百四十一条第一項中「金額」とあるのは「金額及び滞船料」と、第七百四十四条中「前条」とあるのは「第七百五十三条第一項又は第七百五十五条において準用する前条」と、第七百四十七条中「この節」とあるのは「次節」と読み替えるものとする。</p> <p>2 運送人は、前項において準用する第七百三十九条第一項の規定による運送人の損害賠償の責任を免除し、又は軽減する特約をもって船荷証券の所持人に対抗することができない。</p>	<p><b>【電子化した場合の適用】</b></p> <p>○ 適用を認めるか、同様の規律を設けるべきではないか。</p> <p><b>【検討すべき事項】</b></p> <p>※ 電磁的記録についての「所持人」に相当する概念を検討する必要がある。</p>
<p>(共同海損となる損害又は費用)</p> <p>第809条 共同海損となる損害の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額によって算</p>	<p><b>【電子化した場合の適用】</b></p> <p>○ 適用を認めるか、同様の規律を設けるべきではないか。</p>

<p>定する。ただし、第二号及び第四号に定める額については、積荷の滅失又は損傷のために支払うことを要しなくなった一切の費用の額を控除するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 船舶 到達の地及び時における当該船舶の価格</li> <li>二 積荷 陸揚げの地及び時における当該積荷の価格</li> <li>三 積荷以外の船舶内にある物 到達の地及び時における当該物の価格</li> <li>四 運送賃 陸揚げの地及び時において請求することができる運送賃の額</li> </ul> <p>2 船荷証券その他積荷の価格を評定するに足りる書類（以下この章において「価格評定書類」という。）に積荷の実価より低い価額を記載したときは、その積荷に加えた損害の額は、当該価格評定書類に記載された価額によって定める。積荷の価格に影響を及ぼす事項につき価格評定書類に虚偽の記載をした場合において、当該記載によることとすれば積荷の実価より低い価格が評定されることとなるときも、同様とする。</p> <p>3 次に掲げる損害又は費用は、利害関係人が分担することを要しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 次に掲げる物に加えた損害。ただし、次のハに掲げる物にあつては第五百七十七条第二項第一号に掲げる場合を、次のニに掲げる物にあつては甲板積みをする商慣習がある場合を除く。 <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 船舶所有者に無断で船積みがされた積荷</li> <li>ロ 船積みに際して故意に虚偽の申告がされた積荷</li> <li>ハ 高価品である積荷であつて、荷送人又は傭船者が運送を委託するに当たりその種類及び価額を通知していないもの</li> </ul> </li> <li>ニ 甲板上の積荷</li> <li>ホ 属具目録に記載がない属具</li> </ul> <p>二 特別補償料</p>	
--	--

**【国際海上物品運送法の規定】**

(荷受人等の通知義務)	【電子化した場合の適用】
-------------	--------------

<p>第7条 荷受人又は船荷証券所持人は、運送品の一部滅失又は損傷があったときは、受取の際運送人に対しその滅失又は損傷の概況につき書面による通知を発しなければならない。ただし、その滅失又は損傷が直ちに発見することができないものであるときは、受取の日から三日以内にその通知を発すれば足りる。</p> <p>2 前項の通知がなかったときは、運送品は、滅失及び損傷がなく引き渡されたものと推定する。</p> <p>3 前二項の規定は、運送品の状態が引渡しの際当事者の立会いによって確認された場合には、適用しない。</p> <p>4 運送品につき滅失又は損傷が生じている疑いがあるときは、運送人と荷受人又は船荷証券所持人は、相互に、運送品の点検のため必要な便宜を与えなければならない。</p>	<p>○ 適用を認めるか、同様の規律を設けるべきではないか。</p> <p>【検討すべき事項】</p> <p>※ 電磁的記録についての「所持人」に相当する概念を検討する必要がある。</p>
<p>(責任の限度)</p> <p>第9条 運送品に関する運送人の責任は、次に掲げる金額のうちいずれか多い金額を限度とする。</p> <p>一 滅失、損傷又は延着に係る運送品の包又は単位の数に一計算単位の六百六十六・六七倍を乗じて得た金額</p> <p>二 前号の運送品の総重量について一キログラムにつき一計算単位の二倍を乗じて得た金額</p> <p>2 前項各号の一計算単位は、運送人が運送品に関する損害を賠償する日において公表されている最終のものとする。</p> <p>3 運送品がコンテナ、パレットその他これらに類する輸送用器具（以下この項において「コンテナ等」という。）を用いて運送される場合における第一項の規定の適用については、その運送品の包若しくは個品の数又は容積若しくは重量が船荷証券又は海上運送状に記載されているときを除き、コンテナ等の数を包又は単位の数とみなす。</p> <p>4 運送品に関する運送人の被用者の責任が、第十六条第三項の規定により、同条第一項において準用する前三項の規定により運送人の責任が軽減される限度で軽減される場合において、運送人の被用者が損</p>	<p>【電子化した場合の適用】</p> <p>○ 適用を認めるか、同様の規律を設けるべきではないか。</p> <p>【検討すべき事項】</p> <p>※ 電磁的記録についての「交付」に相当する概念を検討する必要がある。</p>

<p>害を賠償したときは、前三項の規定による運送品に関する運送人の責任は、運送人の被用者が賠償した金額の限度において、更に軽減される。</p> <p>5 前各項の規定は、運送品の種類及び価額が、運送の委託の際荷送人により通告され、かつ、<b>船荷証券が交付</b>されるときは、船荷証券に記載されている場合には、適用しない。</p> <p>6 前項の場合において、荷送人が実価を著しく超える価額を故意に通告したときは、運送人は、運送品に関する損害については、賠償の責任を負わない。</p> <p>7 第五項の場合において、荷送人が実価より著しく低い価額を故意に通告したときは、その価額は、運送品に関する損害については、運送品の価額とみなす。</p> <p>8 前二項の規定は、運送人に悪意があった場合には、適用しない。</p>	
<p>(特約禁止)</p> <p>第11条 第三条から第五条まで若しくは第七条から前条まで又は商法第五百八十五条、第七百五十九条若しくは第七百六十条の規定に反する特約で、荷送人、荷受人又は<b>船荷証券所持人</b>に不利益なものは、無効とする。運送品の保険契約によって生ずる権利を運送人に譲渡する契約その他これに類似する契約も、同様とする。</p> <p>2 前項の規定は、運送人に不利益な特約をすることを妨げない。この場合には、荷送人は、<b>船荷証券</b>にその特約を記載すべきことを請求することができる。</p> <p>3 第一項の規定は、運送品の船積み前又は荷揚げ後の事実により生じた損害には、適用しない。</p> <p>4 前項の損害につき第一項の特約がされた場合において、その特約が<b>船荷証券</b>に記載されていないときは、運送人は、その特約をもって<b>船荷証券所持人</b>に対抗することができない。</p>	<p>【電子化した場合の適用】</p> <p>○ 適用を認めるか、同様の規律を設けるべきではないか。</p> <p>【検討すべき事項】</p> <p>※ 電磁的記録についての「所持人」に相当する概念を検討する必要がある。</p>
<p>(特約禁止の特例)</p> <p>第12条 前条第一項の規定は、船舶の全部又は一部を運送契約の目的とする場合には、適用しない。ただし、運送人と<b>船荷証券所持人</b>との関係について</p>	<p>【電子化した場合の適用】</p> <p>○ 適用を認めるか、同様の規律を設けるべきではないか。</p> <p>【検討すべき事項】</p>

<p>は、この限りでない。</p>	<p>※ 電磁的記録についての「所持人」に相当する概念を検討する必要がある。</p>
<p>第14条 第十一条第一項の規定は、生動物の運送及び甲板積みの運送には、適用しない。</p> <p>2 前項の運送につき第十一条第一項の特約がされた場合において、その特約が船荷証券に記載されていないときは、運送人は、その特約をもって船荷証券所持人に対抗することができない。甲板積みの運送につきその旨が船荷証券に記載されていないときも、同様とする。</p>	<p>【電子化した場合の適用】</p> <p>○ 適用を認めるか、同様の規律を設けるべきではないか。</p>
<p>(商法の適用)</p> <p>第15条 第一条の運送には、商法第五百七十五条、第五百七十六条、第五百八十四条、第五百八十七条、第五百八十八条、第七百三十九条第一項（同法第七百五十六条第一項において準用する場合を含む。）及び第二項、第七百五十六条第二項並びに第七百六十九条の規定を除き、同法第二編第八章第二節及び第三編第三章の規定を適用する。</p>	<p>【電子化した場合の適用】</p> <p>○ 適用を認めるか、同様の規律を設けるべきではないか（ただし、商法の規定について、適用を認めないか、同様の規律を設ける必要がないということも考えられるものを除く。）</p> <p>【検討すべき事項】</p> <p>① 商法の規定における検討と同様である。</p>
<p>(運送人等の不法行為責任)</p> <p>第16条 第三条第二項、第六条第四項及び第八条から第十条まで並びに商法第五百七十七条及び第五百八十五条の規定は、運送品に関する運送人の荷送人、荷受人又は船荷証券所持人に対する不法行為による損害賠償の責任に準用する。この場合において、第三条第二項中「前項」とあるのは、「民法（明治二十九年法律第八十九号）第七百十五条第一項本文及び商法第六百九十条（同法第七百三条第一項の規定により船舶賃借人が船舶所有者と同一の権利義務を有することとされる場合を含む。）」と読み替えるものとする。</p> <p>2 前項の規定は、荷受人があらかじめ荷送人の委託による運送を拒んでいたにもかかわらず荷送人から運送を引き受けた運送人の荷受人に対する責任には、適用しない。</p> <p>3 第一項の規定により運送品に関する運送人の責任が免除され、又は軽減される場合には、その責任が免除され、又は軽減される限度において、当該運送品に関する運送人の被用者の荷送人、荷受人又は船</p>	<p>【電子化した場合の適用】</p> <p>○ 適用を認めるか、同様の規律を設けるべきではないか。</p> <p>【検討すべき事項】</p> <p>※ 電磁的記録についての「所持人」に相当する概念を検討する必要がある。</p>

<p>荷証券所持人に対する不法行為による損害賠償の責任も、免除され、又は軽減される。</p> <p>4 第九条第四項の規定は、運送品に関する運送人の責任が同条第一項から第三項までの規定（第一項において準用する場合を含む。）により軽減される場合において、運送人が損害を賠償したときの、運送品に関する運送人の被用者の責任に準用する。</p> <p>5 前二項の規定は、運送品に関する損害が、運送人の被用者の故意により、又は損害の発生のおそれがあることを認識しながらしたその者の無謀な行為により生じたものであるときには、適用しない。</p>	
---	--

2 特に検討すべき事項

- 電子化を検討する場合の方向性について、どのように考えるのか。
  - 【①案】 電磁的記録を商法上の「船荷証券」並びに民法上の「物」及び「有価証券」とする考え方。
  - 【②案】 電磁的記録に対する排他的な「支配」といった新たな概念を創出し、「支配」の移転に紙の船荷証券の裏書と同一の効力を認めるとするなどして、紙の船荷証券と同等の効力を認める方向で検討する考え方。
  - 【③案】 運送品の引渡しに係る債権の移転という実体面に着目し、電磁的記録の移転を債権譲渡の効力要件かつ対抗要件とするなどして、紙の船荷証券が発行されている場合と同等の法律関係を形成する方向で検討する考え方。

(補足説明)

- (1) ①案は、電子化された場合における電磁的記録を商法上の「船荷証券」並びに民法上の「物」及び「有価証券」とするという考え方である。①案によれば、商法の船荷証券に関する規定はもちろんのこと、民法の有価証券に関する規定が適用されることに加え、留置権や質権といった物権の客体にもなることとなる。もっとも、民法上の「物」の概念を拡張することについては、我が国の法体系に大きな影響を及ぼすこととなるため、その必要性も含め、慎重に検討する必要がある。
  - ※ 研究会資料3の第3の乙案に近い考え方である。
- (2) ②案は、電磁的記録そのものは「船荷証券」、「物」又は「有価証券」には当たらないことを前提に、電磁的記録に対する排他的な「支配」といった新たな概念を創出し、一定の「支配」の移転に紙の船荷証券の裏書と同一の効力を認めるなどして、電磁的記録を「船荷証券」や「有価証券」に近づけようとするものである。なお、後記のとおり、②案によっても、電磁的記録自体は民法上の「物」とはいえないため、留置権や質権といった



物権の客体とすることはできないものと考えられる。

※ 研究会資料3の第3の甲案の一つ目の案に近い考え方である。

- (3) ③案は、①案や②案とは異なり、電磁的記録の発生や移転という側面ではなく、運送品の引渡しに係る債権の移転という実体面に着目し、電磁的記録の移転を債権譲渡の効力要件かつ対抗要件とするなどして、その結果として、紙の船荷証券が発行されている場合と同等の法律関係を形成しようとするものである。譲渡記録が電子記録債権の譲渡の効力要件であるとする電子記録債権法や、振替口座簿の記録の変更が振替株式の譲渡の効力要件であるとする社債、株式等の振替に関する法律の考え方と親和的である。なお、丙案によれば、運送品の引渡しに係る債権を質権の目的とすることなどが考えられる（留置権は成立しないものと考えられる。）。

※ 研究会資料3の第3の甲案の二つ目の案に近い考え方である。

○ 紙の船荷証券に代わる電磁的記録を留置権や質権等の担保物権の客体とすることについて、どのように考えるか。

(補足説明)

- (1) ①案に立った場合

民法上の「物」であるとされるため、留置権や質権等の担保物権の客体となるものと考えられる。もっとも、債務者の協力（暗号鍵の共有）なくして電磁的記録を奪うことは困難であると考えられるため、強制執行の場面を想定すると多くの問題が生じるものと考えられる。

- (2) ②案に立った場合

電子化された場合の電磁的記録に対しては、排他的な「支配」という概念を創設することなどが考えられるところであり、それにより、「占有」に近い事実状態を作出することができるものと考えられるが、電磁的記録自体は有体物ではないため、民法上の「物」とはいいい難い。そのため、電子化された場合の電磁的記録については、留置権や質権等の担保物権の客体とすることは困難ではないか。

- (3) ③案に立った場合

③案は、運送品の引渡しに係る債権の移転という実体面に着目するものであり、電磁的記録はその効力要件や対抗要件であると位置付けるため、電磁的記録そのものを留置権や質権等の担保物権の客体とすることは想定していない。③案によれば、運送品の引渡しに係る債権を質権の目的とすることになると考えられるが、運送品の引渡しに係る債権は「物」ではないため、留置権の客体にはならず、留置権は成立しないものと考えられる。

- (4) その他

船荷証券について、留置権や質権の対象とするニーズはどの程度あるのか。

○ 紙の船荷証券に代わる電磁的記録に対して差押え等の強制執行をすることについて、どのように考えるか。

(補足説明)

(1) ①案に立った場合

民法上の「物」とであるとされるため、紙の船荷証券と同様に動産に対する強制執行をすることになるものと考えられる。もっとも、債務者の協力（暗号鍵の共有）なくして電磁的記録を奪うことは困難であると考えられるため、強制執行の場面を想定すると多くの問題が生じるものと考えられる。

(2) ②案に立った場合

電子化された場合の電磁的記録に対しては、排他的な「支配」という概念を創設することなどが考えられるところであり、それにより、「占有」に近い事実状態を作出することができるものと考えられるが、電磁的記録自体は有体物ではないため、民法上の「物」とはいい難い。そのため、紙の船荷証券のように動産に対する強制執行をすることは困難ではないか（電磁的記録に対する排他的な「支配」を物理的に奪うことは困難である。）。

なお、電磁的記録が存在する場合には、その電磁的記録が表章する運送品の引渡しに係る債権そのものを差し押さえることができるものとするものも考えられるのではないか。

(3) ③案に立った場合

③案は、運送品の引渡しに係る債権の移転という実体面に着目するものであり、電磁的記録はその効力要件や対抗要件であると位置付けるため、電磁的記録そのものを強制執行に対象とすることは想定していない。

③案によれば、電磁的記録が表象する運送品の引渡しに係る債権について債権執行の手続（民事執行法第143条）をすることが考えられるが、電磁的記録の移転を債権譲渡の対抗要件とする場合には、差押命令が第三債務者に送達されたこと等が電磁的記録に記録されなければ、取引の安全が害されるおそれがある。また、電磁的記録の移転が債権譲渡の効力要件とする場合には、債権執行の方法として譲渡命令等がされたとしても（民事執行法第161条）、債務者の協力（暗号鍵の共有）が必要となり、実効性に乏しいものとなるという問題がある。

3 電子化した場合に検討すべき事項

○ 電磁的記録から紙の船荷証券、紙の船荷証券から電磁的記録への転換を認めることについて、どのように考えるか。

第4 第5回研究会の進行について

- 1 実情調査の進捗状況について
- 2 外国法調査について

### 3 具体的な制度設計の更なる検討